

保 護 者 様

岐阜市教育委員会

お 願 い

- 1 次の場合は、早めに届け出てください。
 - (1) 転居予定がある場合は、学校へお知らせください。
 - (2) 1月下旬に入学通知書を郵送しますので、岐阜市内間で転居した場合は、以下の点にご注意ください。

入学通知書が郵送された日以降に転居したときは、転居した住所地へ再度通知書を送付します。但し、3月下旬以降に転居された場合、市民課または各事務所窓口で「住民異動届」の写しを受取り、郵送された入学通知書と一緒に学校安全支援課へ持参してください。再発行を行います。
 - (3) 岐阜市外へ転出したときは、住民票を異動し、転出先の教育委員会等で手続きを行ってください。入学通知書は、転出先の教育委員会等で発行されます。
 - (4) 健康診断通知書、入学通知書の記載事項に誤りがあった場合は、市民課又は各事務所へ届け出てください。
- 2 家庭の事情等により、指定された学校へ入学できないときは、教育委員会学校安全支援課学事係に相談してください。指定学校変更申立制度があります。
- 3 岐阜市に住民票がある方が、岐阜市立以外の小学校へ入学することになったときは、その学校に入学することがわかる書類(入学承諾書等)を、下記まで郵送又は持参してください。
- 4 入学後、児童の住所が事実と違うことがわかった場合は、学年の途中でも教育委員会が指定する学校へ転校していただきますので、ご注意ください。
- 5 入学通知書は入学式当日、小学校へ提出していただきますので、大切に保管してください。入学通知書が2月中旬になってもご自宅へ届かない場合は、岐阜市教育委員会学校安全支援課までご連絡ください。

ご不明な点がございましたら、教育委員会学校安全支援課学事係までお問い合わせください。

お問い合わせ先

〒500-8701 岐阜市司町40番地1

岐阜市役所本庁舎18階

岐阜市教育委員会学校安全支援課学事係

電話(058)214-2316(直通)